

# 青森県報

第四百六号

令和四年  
一月五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(健康福祉課) ……一

### 公 告

○建設業者の許可の取消し……………(監理課) ……一

○右 同……………(三八地域民局) ……一

○右 同……………(同上地域民局) ……二

○右 同……………(同上) ……二

## 告 示

### 青森県告示第十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和四年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定辞退年月日
	青森県知事 三 村 申 吾	

十和田中央薬局西店

十和田市西三番町二二の三二一

令和  
三・一・三〇

## 公 告

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 夏堀洋合同会社  
代表者の氏名 夏堀洋

二 主たる営業所の所在地 三沢市泉町一丁目一六四の一六

三 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第五〇〇五七六号

四 取消年月日 令和三年十二月二十一日

五 取消しに係る建設業の許可

六 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

前記建設業者が建設業法第八条第十二号に該当するに至ったことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小川板金ダクト工業
- 二 代表者の氏名 小川末吉
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字鮫町字古馬屋一〇の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第一六四六九号
- 五 取消年月日 令和三年十二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
屋根工事業、管工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年十一月十八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社マルフク
- 二 代表者の氏名 中西優天
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市桔梗野工業団地一丁目二の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第三四二九号
- 五 取消年月日 令和三年十二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
ガラス工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山優建材株式会社
- 二 代表者の氏名 山崎智
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字北平一四七の四二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一五八四五号
- 五 取消年月日 令和三年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年十一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 友住設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 橋場敏
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東十六番町五一の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一三八七九号

五 取消年月日 令和三年十二月六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業及び電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年十一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円